

障害者施設等物価高騰緊急対策事業実施要綱

令和4年11月22日
4福保障計第1223号

(目的)

第1条 障害者施設等物価高騰緊急対策事業（以下「本事業」という。）は、物価高騰等に直面する障害者施設等の負担軽減を目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）又は区市町村とする。

(事業内容)

第3条 都が実施する事業は、以下のとおりとする。

(1) 障害者支援施設等物価高騰緊急対策事業

物価高騰に直面する障害者支援施設等の経費のうち、利用者に価格転嫁できない物価高騰相当分の経費について、別に定めるところにより、当該施設等に対して、必要な経費を予算の範囲内で補助する。

(2) 障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業

区市町村が、物価高騰等に直面する都内の障害福祉サービス事業所等の経費のうち、利用者等に価格転嫁できない物価高騰の影響を受けていると認める経費を支援する場合に、別に定めるところにより、当該区市町村に対して、必要な費用を予算の範囲内で補助する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。